

除雪機械点検整備その5

仕様書

令和6年度

富山県

除雪機械点検整備その5仕様書

第1条（総則）

この仕様書は、富山県が保有する除雪機械の整備に関する単価契約について適用する。受注者は発注者の発注指示により誠実に履行するものとする。

ここに明記されていない事項については、富山県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

第2条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

第3条（整備の範囲）

- 1 整備とは、定期点検整備・定期整備・故障等による現地修繕（消耗品の交換作業含む）及び一般修理（故障再発防止等の改良を含む）とする。
- 2 受注者は、発注書に基づくもののほか整備車両の安全及び機能を維持する上で必要となる整備を行わなければならない。
- 3 整備対象機械は、原則として「対象車両一覧」（表一1）のとおりとする。
- 4 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者は必要に応じて、前項で指定する整備対象機械以外の機種についても、整備を発注することができるものとする。
- 5 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者は必要に応じて、前項で指定する整備対象機械の整備を受注者以外の整備業者に依頼することができるものとする。

第4条（使用部品）

整備作業に使用する部品は新品を使用するものとし、原則として純正部品でなければならない。その他材料及び特殊部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品とする。

なお、特別な事情によりこれによることができない場合は、発注者の承諾を得た上でそれ以外の部品を使用することができる。

第5条（使用油脂類）

整備作業に使用する油脂類は基本的に契約書内訳表に記載のものを使用すること。

なお、契約書内訳書に記載の無い製品を使用する必要がある場合は、使用しても構わないものとする。ただし、整備内訳書（仕様書様式一3）の提出時に使用した油脂類の見積書を添付すること。

第6条（整備の指示）

- 1 整備の指示は、発注者が発行する発注書（仕様書様式一1）によるものとする。

2 緊急を要する場合やその他の理由により、発注者または発注者が委託する除雪業者が受注者に口頭にて指示を行った場合は、その指示等に従うものとする。この場合、発注者は速やかに発注書により口頭による指示内容を受注者に通知するものとする。

3 緊急を要する等の理由により発注者が時間外・休日の作業を指示した場合、受注者は、時間外・休日に作業することで生じた費用を計上することができる。

4 発注予定数量（過年度実績に基づき算出したもの）は、発注予定数量表（表－2）のとおりとする。受注者は、担当職員からの指示があった場合は、これにとらわれるこなく速やかに整備を行うものとする。

第7条（整備内容の変更）

受注者は、発注者が指示した整備内容を変更する必要がある場合は、適宜発注者と協議するものとする。発注者は、受注者に対し、変更の要否について速やかに指示する。

第8条（整備完了届）

1 受注者は、当該機械の整備完了後、速やかに整備完了届（仕様書様式－2）及び整備内訳書（仕様書様式－3）を発注者に提出するものとする。なお、整備状況写真を添付すること。

2 点検を実施した場合、整備対象車の不具合箇所の写真、及び修繕内容に関する報告を前項の提出と併せて発注者に対して行うものとする。

3 受注者より整備内訳書に記載の数量、金額に関する資料等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第9条（部品単価）

整備に必要な部品（定価設定されているもの）については、別途通知する部品値引率を適用すること。ただし、特殊な部品（定価設定されていないもの）については、部品値引率を設定せず、納入価格とする。なお、特殊部品を使用する場合は、整備内訳書（仕様書様式－3）の提出時に特殊部品の見積書を添付すること。

第10条（受注者による確認）

発注者は、整備に際し確認を要する場合は、受注者の立会いのうえ整備内容の確認を実施することができる。受注者は、発注者から連絡を受けた場合は、これに協力しなければならない。

第11条（定期点検整備）

1 受注者は、道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく定期点検整備を行った場合は、定期点検整備記録簿及び点検済検査標章を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく自主検査を行った場合は、特定自主検査記録表及び検査標章を発注者に提出するものとする。

第12条（継続検査）

受注者は、道路運送車両法に基づく継続検査を受けた場合は、自動車検査証、点検済検査標章及び分解整備記録簿を発注者に提出するものとする。なお、自動車重量税の納付、自動車損害賠償責任保険の加入手続きは原則として受注者が行い、整備内訳書（仕様書様式－3）にその費用を記載するものとする。

第13条（発生材の処理）

整備により発生した部品等の発生材は全て受注者の負担で適正に処理するものとする。なお、発注者から別途指示がある場合はこの限りではない。

第14条（車両の保管）

受注者は、整備を受注した機械の保管については、発注者に当該機械の納入を行うまでは、整備など作業を行う機械を自らの負担で管理し、その責任を持つものとする。なお、受注者の責任において整備作業を行う機械が損傷した場合は、受注者の責任をもって修復、取替又は再作業をしなければならないものとする。

第15条（除雪機械の引渡し、受取り）

受注者は、道路除雪実施部開設前の発注者が指定する期間内、場所にて、発注者が指定する除雪業者及び除雪ボランティア団体へ対象機械を引き渡すものとする。また、道路除雪実施部閉設前の発注者が指定する期間内に保管場所にて除雪業者から対象機械を受け取るものとする。

第16条（保管場所への出入り）

受注者は、発注者が貸与する鍵で、保管場所の鍵を開錠及び施錠し、出入りするものとする。また、受注者は、貸与(返却)時に借用(返納)書（表－3）を提出するとともに、開錠・施錠簿（表－4）を記録するものとする。

第17条（塗装）

整備のうち、塗装については富山県建設機械塗装基準によるものとする。

第18条（整備工数等）

1 整備工数は、以下に示す順で採用するものとする。

- (1) 建設機械整備標準作業工数表[除雪機械編]（建設機械整備技術委員会）
- (2) 自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会）
- (3) 実績に基づく値（見積）

なお、自社で工数の定めがあり、その工数が上記（1），（2）に記載の工数に満たない場合は、自社で定めた工数を採用してもよい。

2 現地整備時における出張工数及び自動車などの回送工数の時間は、次式により算出するものとする。

$$\text{出張工数【片道】(人)} = \text{出張人数(人)} \times \text{片道距離(km)} \div 30$$

$$\text{回送工数【片道】(台)} = 0.25 + (\text{係数(F)} \times \text{片道距離(km)} \div 30)$$

※工数は小数点以下第2位を四捨五入し1位止とする。

表1 回送費の算出条件

区分	適用条件	係数(F)
大型特殊自動車	片道 5 km以上	1.5
上記以外のもの	片道 15 km以上	1.0

※片道距離が上記適用条件に満たない場合は、F=0

なお、上記によらない場合は、発注者の承諾を得て別途計上できるものとする。

第19条 (緊急時の連絡体制)

受注者は、休日及び夜間においても、発注者から指示を受けた場合に速やかに対応可能な体制を確立するものとする。

第20条 (除雪機械台帳の貸与)

整備業務発注時に、発注者は受注者に対して対象機械に関する発注者保有の除雪機械台帳を貸与する。台帳については、業務完了時、稼働及び維持修理に関する経歴を最新のものに更新した上で提出するものとする。

第21条 (その他)

本仕様書に定めない事柄については、別途発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

対象機械一覧**件名 除雪機械点検整備その5**

機械名	規格	メーカー	機械形式	管理番号	登録番号	検査期限	期間	保管場所	備考
除雪トラック	7t	日野自動車	KL-HF53A	S15-1205	富山800は602	R7.11.5	2年	婦中大橋下(東)	
除雪トラック	7t	日野自動車	KL-HF53A	S15-1206	富山800は603	R7.11.5	2年	月岡ステーション	
除雪トラック	7t	日野自動車	KL-HF53A	S16-1204	富山800は678	R6.11.7	2年	月岡ステーション	
除雪トラック	7t	日野自動車	ADG-HF4XL	S17-1203	富山800は781	R7.11.23	2年	荒川高架下	
除雪トラック	7t	日野自動車	QDG-HF5XL	K27-1202	富山800は1709	R7.11.1	2年	大島高架下	
除雪トラック	7t	日野自動車	QDG-HF5XL	K27-1203	富山800は1710	R7.11.1	2年	高山跨線橋下	
凍結防止剤散布車	3.0m3	範多機械	MS-25BIT	S21-1208	富山800は1140	R6.10.31	1年	稻荷町跨線橋下(南)	シャーシ部のみ
凍結防止剤散布車	3.0m3	範多機械	MS-25BIT(D)	K23-1215	富山800は1328	R6.11.29	1年	稻荷町跨線橋下(南)	シャーシ部のみ
凍結防止剤散布車	3.0m3	範多機械	SDG-GX7JGAA	K25-1229	富山800は1493	R6.11.5	1年	稻荷町跨線橋下(南)	シャーシ部のみ
凍結防止剤散布車	2.5m3	範多機械	2KG-GX2ABA	K30-1215	富山800は1925	R6.11.4	1年	稻荷町跨線橋下(南)	シャーシ部のみ
凍結防止剤散布車	4.0m3	範多機械	MS-40BIT	R01-MS14	富山800は2010	R6.12.4	1年	荒川高架下	シャーシ部のみ
計	11台								

※保管場所は変更になる場合があります。

表－2

発注予定数量表

品目	数量	摘要
労務費	624 h	
車検代行料	6 台	
オイル料	4.7%	労務費率※
部品料	32.6%	労務費率※

※労務費総額に対するオイル、部品の発注予定総額の割合を表す。

表－3

令和 年 月 日

富山土木センター所長 殿

受注者名
業務責任者 ○○ ○○

鍵借用（返納）書

下記の除雪機械保管場所の鍵を借用（返納）します。

記

保管場所名	
保管場所名	
保管場所名	
保管場所名	
借用（返納）年月日	

上記について確認した。

令和 年 月 日

富山土木センター職員○○ ○○

表-4

除雪機械保管場所開錠・施錠簿

殿

件名:除雪機械点検整備その5

発注書 当初 変更

次の整備作業に着手し、期間内に完了するよう指示します。

履行期限	11月8日
------	-------

機械名	登録番号 (管理番号)	作業内容	緊急作業	摘要
除雪トラック	富山800は602	車両の12ヶ月点検・整備、除雪装置の点検・整備		
除雪トラック	富山800は603	車両の12ヶ月点検・整備、除雪装置の点検・整備		
除雪トラック	富山800は678	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		
除雪トラック	富山800は781	車両の12ヶ月点検・整備、除雪装置の点検・整備		
除雪トラック	富山800は1709	車両の12ヶ月点検・整備、除雪装置の点検・整備		
除雪トラック	富山800は1710	車両の12ヶ月点検・整備、除雪装置の点検・整備		
凍結防止剤散布車	富山800は1140	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		
凍結防止剤散布車	富山800は1328	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		
凍結防止剤散布車	富山800は1493	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		
凍結防止剤散布車	富山800は1925	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		
凍結防止剤散布車	富山800は2010	車両点検・整備、除雪装置の点検・整備		

※作業内容に記載の事項に疑義が生じた場合、発注者と協議の上整備を実施すること。

仕様書様式－2

富山県知事 新田 八朗 殿

受注者名

件名:

整備完了届

下記のとおり整備が完了したので報告します。

上記について検査の結果、整備が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検査職員

仕様書様式 - 3

整備内訳書

機械名

登録番号(管理番号)

発注番号

※1 整備工数は以下の順位で採用とした値を入れること。

- (1)建設機械整備標準作業工数表[除雪機械編](建設機械整備技術委員会)
 - (2)自動車整備標準作業点数表(日本自動車整備振興会)
 - (3)実績に基づく値(見積書を添付)

※2 必要に応じて純正部品の単価根拠資料を添付すること。

※3 特殊部品に関する見積書を添付すること。

注 工数や部品等については、別紙内訳書を添付しても構わない。